

振興指針の改正案について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

振興指針の改正案について

各業種の振興指針について以下のとおり改正してはどうか。

① 全業種共通の改正

- 法改正等により取組に変更が生じた事項【興行、旅館、浴場、食肉、食鳥肉、氷雪、飲食関係】
 - ・新型コロナウイルス感染症への対応について更新
 - ・改正旅館業法による事業譲渡の手続きの整備、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供の義務化、プラスチック資源循環法の施行に伴う特定プラスチックの排出抑制を追記、最低賃金に関する記載の更新 等
- 所要の改正
 - ・他業種と並びを揃える改正（組合の共同事業に関する記載の具体化 等）

② 興行場営業、旅館業、浴場業の固有の改正

- 令和5年の旅館業法改正に伴う宿泊拒否事由の追加、感染症対策の充実、差別防止の更なる徹底等の規定の整備【旅館】
- 所要の改正【興行、旅館、浴場】
 - ・統計データ等の更新、他業種と並びを揃える修正（組合加入時の案内に関する記載の具体化）

現行の振興指針の記載 ……前回の分科会において御意見があった項目は現行の指針に反映済み。

○設備の更新

- （第四 ○○業の振興の目標を達成するために必要な事項、一 営業者の取組、2 経営課題への対処に関する事項、(3) 施設及び設備の改善並びに業務改善等に関する事項）
- 安全で衛生的な施設となるような定期的な内外装の改装、省エネルギー対応の冷凍冷蔵設備、空調設備、太陽光発電設備等の導入 等

○インバウンド

- （第三 ○○業の振興の目標に関する事項、二 今後5年間における営業の振興の目標、2 経営方針の決定と利用者及び地域社会への貢献、(4) 訪日・在留外国人への配慮）
- 訪日外国人旅行者の急増に加え、外国人労働者や在留外国人も増加していることから、外国語表記の充実や外国人とのコミュニケーション能力の向上、キャッシュレス決済等の導入を図ることが求められる。

○バリアフリー

- （第五 営業の振興に際し配慮すべき事項、一 少子高齢化社会等への対応、1 営業者に期待される役割）
- 高齢者、障害者、妊産婦及び子ども連れの利用者等に配慮した積極的なバリアフリー対策の実施

○地域との共生

- （第五 営業の振興に際し配慮すべき事項、二 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化）））
- 地域の街づくりへの積極的な参加、地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導及び援助ができる指導者を育成 等